

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業支援室)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○林業種苗生産事業者の登録	(森林整備課)	二
○保安林の指定	(同)	二
○保安林の指定の解除	(同)	二
○海岸保全基本計画の変更の公表	(河川課)	三
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出	(都市計画課)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報政策課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○住民監査請求の監査結果に係る措置の公表		六
○七ヶ浜海岸花潤浜事件審理の開始		六
○宮城県公報第二七四五号(平成二十八年三月二十九日付け)中		六

規 則

○宮城県公報第二七四九号(平成二十八年四月十二日付け)中
○宮城県公報第二七五一号(平成二十八年四月十九日付け)中

六 六

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
第四条第五項及び附則第七項中「〇・六五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、同日前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四百七十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東北医科薬科大学病院	仙台市宮城野区福室一丁目二一	平成二十八年四月一日	平成三十一年三月三十一日
東北医科薬科大学若林病院	仙台市若林区大和町二丁目十九	平成二十八年四月一日	平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五―四〇〇―二三八	事業所の名称及び所在地 障害児デイケアセンター こどもの広場 東松島市小松字鷹の池 二百二十五	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 社会福祉法人 矢本愛育会	指定年月日 平成二十八年 四月一日
----------------------	---	----------------------------	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二―一五〇〇―七七〇	事業所の名称及び所在地 あいあいファーム わ・は・わ田尻 大崎市田尻八幡字天 狗堂二十二番百十五	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 社会福祉法人 みんなの輪	指定年月日 平成二十八年 五月一日
-----------------------	--	---------------------------	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第四百七十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号 宮城第二 百八十九号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所 佐々木廣一 宮城郡松島町竹谷字 沼十二一六	生産事業の内容 種 穂 苗木	事業所の名称及び所在地 佐々木廣一 宮城郡松島町竹谷字 沼沼十二一六	登録年月日 平成二十八年 四月二十六日
-----------------------	---	----------------------	---	---------------------------

○宮城県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城第二 百九十号	森幸一 名取市杉ヶ袋字前沖百 五十六―二	育成 幼木の育 成 苗木以外 の苗木の 育成	森幸一 名取市杉ヶ袋字前沖 百五十六―二	平成二十八年 四月二十六日
--------------	----------------------------	---------------------------------------	----------------------------	------------------

一 保安林の所在場所

東松島市浜市字榎場一の七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字洲崎七一・字南余景六九・字下沼二三三の二（以上三筆について次の図に示す

部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字下沼一三三の三（次の図に示す部分に限る。）、一三三の二四

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第一項の規定に基づき、三陸南沿岸海岸保全基本計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（県政情報センター）、東部地方振興事務所（県政情報コーナー）及び気仙沼地方振興事務所（県政情報コーナー）においてこれを公表する。

平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百八十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取駅前地区市街地再開発組合

二 事務所所在地

名取市増田字柳田五百七十番地の二

三 理事長の氏名及び住所

氏名 大浦 法彦

住 所 名取市那智が丘三丁目十五番地の一

○宮城県告示第四百八十四号

迫川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年五月十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 個人番号利用事務系ネットワーク専用パソコン等賃貸借業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

3 履行期間 契約締結の日から平成三十三年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 I S M S適合性評価制度（情報セキュリティマネジメントの認証）、又はプライバシーマーク

制度の認定を受けていること。

9 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表の上欄に掲げる試験のうち、いずれかの試験に合格した者を雇用し、かつ、本業務に配置できること。

10 平成二十八年三月三十一日現在、過去五年以内に都道府県に対し庁内ネットワークを導入した実績、又は市町村に対し住民記録システム若しくは税務システムを含むネットワークを導入した実績を有すること。

11 シスコシステムズ社認定資格（CCIE）の有資格者を雇用し、かつ、本業務に配置できること。

12 入札時において、本業務で導入するLGWAN-ASPサービスの登録者として認定を受けていること、又はLGWAN-ASPサービスの登録者のサポートが受けられること。

13 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。
(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から8までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが9から13までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

14 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成二十八年五月十八日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書等の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方の決定手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県震災復興・企画部情報政策課番号制度推進班（電話〇二二二二二一三三三五）

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十八年五月十三日(金) から平成二十八年六月十日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。

4 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) 電子調達システムによる場合

平成二十八年六月二十日(月) 午前九時から平成二十八年六月二十四日(金) 午前十時まで

(二) 郵送又は持参による場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成二十八年六月二十日(月) 午前九時から平成二十八年六月二十三日(木) 午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成二十八年六月二十日(月) 午前九時から平成二十八年六月二十四日(金) 午前十時まで

ロ 提出先 2に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

6 開札の日時及び場所

(一) 開札日時 平成二十八年六月二十四日(金) 午前十時

(二) 開札場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三、四における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本広告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行例に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年に渡る履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Lease of networked computers for office work relating to the My Number System (1 set)

2 Period of Implementation : From contract commencement period to March 31, 2021

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, and other locations

4 Deadline and Place of Bid Submission (in person) : June 24, 2016 (Fri), 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Office, 3rd Floor Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department

5 Deadline and Place of Bid Submission (by mail) : June 23, 2016 (Thu), 5 : 00 p.m.

6 Contact Information : My Number System Promotion Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2481

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
栗原市築館字上高森四十九番五、四十九番二十九、四十九番三十
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
栗原市築館字上高森六十一番地の七十四
有限会社築館クリーンセンター

監査委員

○宮城県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による宮城県知事に対する措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査結果を宮城県知事に勧告していたが、次のとおり通知があったので、同条第9項の規定に基づき公表する。
平成28年4月28日

宮城県監査委員	工 藤 鏡 子	宮 議 第 31 号	平成28年4月28日
宮城県監査委員	成 田 由加里		
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子 殿		
宮城県監査委員	成 田 由加里 殿		

住民監査請求に係る監査結果に基づく措置について（通知）

平成28年4月8日付け宮監委第3号で勧告のありましたことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

本件監査において、安部孝議員の事務所費（管理運営費）に係る政務活動費充当について、明らかなる使途基準違反が認められたので、422,067円の返還を求めること。

2 措置の結果

平成28年4月15日付け宮議第23号で安部孝議員の所属党派である自由民主党・県民会議会長に対

し、平成28年5月6日までに422,067円を返還するよう通知したところ、同額が平成28年4月18日に返還された。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第六号

宮城県起業の花洲浜地区海岸改修工事（宮城県宮城郡七ヶ浜町花洲浜字表浜二地先海浜地から同町花洲浜字浜沼地内まで）に係る土地収用事件（七ヶ浜海岸花洲浜事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。
平成二十八年五月十三日

宮城県収用委員会

- 一 日時 平成二十八年六月二十七日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

正 誤

○宮城県公報第二七四九号（平成二十八年三月二十九日付け）中

ページ	段	行	正	誤
一八	上	前から一七	あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内	あった日から6か月以内
一八	上	前から三八	あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内	あった日から6か月以内

○宮城県公報第二七四九号（平成二十八年四月十二日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	下	後ろから一九	石巻市北上町十三浜字小泊四四の一・五五の一三（以上二筆国有林）	石巻市北上町十三浜字小泊四四の一・五五の一三

○宮城県公報第二七五一号（平成二十八年四月十九日付け）中

ページ	段	上	正	誤
三	上	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二九の一（国有林）	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二九の一	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二九の一